

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部長
澤久洋

公告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（平成27年防衛装備庁公示第1号）を熟知の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該調達に係る令和6年度一般会計予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

記

- 1 入札方式 一般競争入札（制限付）
2 入札日時 令和6年5月16日（木）16時00分
3 入札場所 防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付電子計算機室
ただし、紙入札方式を併用する場合は、防衛装備庁第2入札室（D棟4F）にて行う。
4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省府統一資格）「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第3号から第5号までのいずれかに該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに選定されていること及び本公告の調達物品に係る技術分野を有しており本公告の調達物品を「役務の提供等」できる旨を入札日前日までに書面等にて申し出ること。ただし、行政機関の休日及び開庁日の12時00分から13時00分までを除く。
(4) 入札者が直接賃貸できる能力がある者、又は入札者が直接賃貸できる能力がありかつ第三者をして賃貸できる能力がある者。
(5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
5 入札方法 (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札書に記載する金額は、入札に付する事項の総額並びに賃貸借料金のうち機器借料及び保守料金と設置費用を記載すること。また、電子入札で応札する際は内訳書を添付し、賃貸借料金のうち機器借料及び保守料金並びに設置費用を記載すること。
(3) 総額が予定価格内に入るとともに、最も低いことが落札の条件である。
6 保証金 入札保証金…免除
契約保証金…契約金額の10/100以上の現金又は銀行との間の連帯保証状を通常とする。
7 保証金の処分 契約保証金は、契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
8 保証金納付の免除 6の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
9 入札の無効 4の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
10 契約書作成の必要の有無
11 適用する契約条項 電子計算機の賃貸借（リース）契約特別契約条項
又は電子計算機の賃貸借（リース）契約特別契約条項（第三者賃貸借用）
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

12 入札に付する事項

調達要求番号	品名	規格	数量	設置場所	賃貸借期間	摘要
5-06-2 -341A-A-0007	防衛省OAシステム基盤借上（06端末増設）	仕様書のとおり	1式	各地	R6.8.1～R8.9.30	他

- 13 (1) 説明会 無
(2) 提出書類等 有
その他 (1) 電子入札・開札システムの利用 本件は、防衛装備庁電子入札・開札システムを利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札の取り止めを含め本公告内容が変更となる場合がある。
また、電子入札・開札システムにより難い者については、紙入札方式を用いるものとする。この場合には、令和6年5月15日（水）18時00分までに防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付電子計算機室調達第3班に「紙入札方式参加届」を提出すること。

- (2) 端数処理 上記書類及び電子入札受付期間： 令和6年5月13日（月）9時30分～令和6年5月15日（水）18時00分
入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
(3) 契約金額 契約書の明細書については、賃貸借料金を機器借料と保守料金に分けて記載するものとし、設置費用を含め、落札後ただちに、予算の範囲内で協議するものとする。
(4) 下請負 現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合にはこの限りではない。
(5) 入札者に要求される事項 下記によるほか、詳細は入札説明書による。
(提出書類の提出期限： 令和6年4月24日（水）12時00分)

- ア 履行能力証明
イ 価格証明書等
ウ 同等品等の確認
エ 情報保全に係る履行体制の確認
オ 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に係る特殊条項（第三者賃貸借用）」の適用
ア 履行能力を満たすことを証明する書類を提出し、確認を受けること。
価格証明書等及び当該価格証明書等に記載されている全ての標準価格を証明する資料を提出すること。
仕様書に示す製造会社・型式又は機能・性能と同等品にて入札に参加する場合は、同等品確認依頼書又は機能・性能確認依頼書を提出し、予め担当物別官室を通じて調達要求元に同等品であること又は機能・性能を満たすことの確認・証明を受けること。
仕様書に定める実施体制及び情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること。なお、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。
第三者をして賃貸する場合で、かつ当該第三者に対し、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」に規定する保護すべき情報を取扱わせる場合は、当該特約条項のほか、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に係る特殊条項（第三者賃貸借用）」を適用する。

- (6) その他 11に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。
本書記載事項の詳細、仕様書等の貸出・閲覧及び入札説明書の交付については、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室調達第3班（問い合わせ先：03（3268）3111内線35493）に照会のこと。